

## ○立山町ホームページ広告掲載取扱要領

令和3年7月30日

告示第120号

立山町ホームページ広告掲載取扱要領を次のように定める。

### 立山町ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、立山町広告掲載事業実施要綱（以下「要綱」という。）第4条、第6条及び第13条に基づき、立山町の公式サイトである立山町ホームページ（以下「ホームページ」という。）へのバナー広告（以下「広告」という。）掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格)

第2条 ホームページに掲載する広告の規格は、次の表のとおりとする。

|       |                              |
|-------|------------------------------|
| 大きさ   | 天地 50 ピクセル、左右 130 ピクセル       |
| 画像形式  | JPEG、PNG、GIF（アニメーション不可）のいずれか |
| データ容量 | 20MB 以下                      |

(広告の掲載位置)

第3条 広告の掲載位置はホームページのトップページとする。

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料は、月額 5,000 円とする。

(広告の掲載期間等)

第5条 広告の掲載期間は1か月単位とするが、連続する掲載期間は、最大12か月とする。ただし、再掲載を妨げない。

- 2 広告は、掲載開始日の午前9時から掲載を開始し、掲載終了日の午後5時をもって終了するものとする。
- 3 広告の掲載期間中、町の都合によりホームページを閉鎖した場合は、その閉鎖した時間を24時間で除して得た日数（端数時間切上げ）に相当する期間について、広告掲載期間を延長するものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、立山町ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）により町長に申請しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請があったときは、立山町広告審査会の審査を踏まえ、広告掲載

の可否を決定し、立山町ホームページ広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

（広告掲載料の納付）

第7条 広告の掲載が決定した申込者（以下「広告主」という。）は、町長が指定する日までに広告掲載料を一括して納付するものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第8条 広告原稿は、町長が指定する方法により作成し、町長が指定する期日までに提出するものとする。

（広告掲載の取消し）

第9条 町長は、要綱第11条に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、立山町広告審査会の審査を踏まえ、広告の掲載期間中であっても、広告主に通告することなく広告掲載の決定を取り消すことができる。

（1）広告のリンク先のホームページが、事前の連絡なく閉鎖された場合

（2）広告若しくはそのリンク先のホームページが要綱第3条各号のいずれかに該当することが判明した場合

（3）広告主の広告を掲載することが不適當であると町長が判断した場合

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、ホームページへの広告掲載に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年8月1日から施行する。